



御住環第 23 号

平成 23 年 10 月 12 日

株式会社マルエス産業
代表取締役 酒井良郎 様

御嵩町長 渡邊公夫



前沢地区感染性産業廃棄物処理施設設置事業計画に係る再質問について

前沢地区感染性産業廃棄物処理施設設置事業計画については、当町からの質問に対し、平成 23 年 4 月 25 日に回答をいただいたところです。

この中で、前沢地区を選定された経緯をはじめ、処理工程、検体組成内容、その量等が全く不明な検査データ結果を基に安全性の主張をされていますが、当町としては住民の安全・安心確保の観点から、この施設設置によりどのようなリスクや課題があり、その対策や解決を図られるのか、未だに多くの疑問や懸念があると判断せざるを得ません。したがって、再度、下記の点に絞って質問しますのでよろしくお願ひします。

なお、今回も、当質問及び貴社からの回答について、すべて公開にて行いますので、了承ください。

記

I 前沢地区を選定されたことについて

貴社からの回答では、前沢地区の当該地を計画地として選定された理由として次の 3 点を示し、仲介業者によりそれぞれについて確認をされ、土地購入されたとありましたが、それぞれの点について次のとおり疑義があります。

1 都市計画区域外であることを当町から確認を得られたとされた点

はじめに、「仲介業者へ特に指示して都市計画区域外であることを御嵩町から確認を得た。」とのことですが、そもそも当町は全域が都市計画区域であるため、貴社に対し、計画地が「都市計画区域外である。」といった誤った回答をする余地は、あり得ません。

また、都市計画区域や用途地域について、多くの事業者や個人の方から様々な内容の問い合わせをいただいております。今回のように重要とされる案件については、文書、図面等判断の基準となる資料の提示を受けたうえでの対応を徹底しております。

今回、「当町から確認を得た。」という回答をされましたが、貴社として土地購入をするうえで「都市計画区域外であることに関しては重要」ということであれば、その確認の経緯等について十分整理されていることと思いますが、具体的に当町への確認方法やその部署を示してください。

2 隣接地の土地所有者の方にも理解が得られるとされた点

「仲介業者から隣接地の土地所有者の方にも理解が得られることを確認した。」と回答をされていますが、この事実を確認するため、当町が町内の当該仲介業者とされる事業者にお問い合わせしたところ、「土地について斡旋を行ったが、当初、計画施設が廃プラスチック破碎施設であるとの説明を受けた。医療系産業廃棄物処理施設であるとは、詳しくは知らなかった。」と文書で回答をされました。このような認識の基で、事業計画内容についてどこまで明確に隣接地の土地所有者の方に説明され、そのうえで理解が得られると判断されたのか大いに疑問があるところです。一方、隣接地の土地所有者に文書で確認しましたところ、「隣地所有者として境界線の確認をした。」「事業計画には同意はしていない。」との回答でした。貴社にあっては隣接地の土地所有者の同意は重要な位置づけと思われませんが、今でも隣接地の土地所有者に理解が得られると判断されていますか。

さらに、隣接地の土地所有者には可児川防災等ため池組合や当町も該当しますが、すべて隣接地の土地所有者から理解を得ることについて、貴社として、いかがお考えでしょうか。

3 計画地の敷地境界線から 200m以内に住居がないとされた点

当町は、「敷地境界線から 200m以内」という範囲について、岐阜県の手続適正化条例に規定する「周知地域」の一範囲に止まるものであって、これ以外にも周知地域の範囲はあり得ると解釈しております。「敷地境界線から 200m以内に住居がない」ことのみをもって「適地」とすることについて、貴社として、いかがお考えでしょうか。

II 収集運搬等に係る事業計画について

当町は、処理すべき感染性産業廃棄物の排出業者から中間処理物の受入業者までが計画段階で明らかになっていることが、周辺住民の懸念を少なくし、さらには適正処理を推進するためにも必要であるという立場から、平成 23 年 3 月 25 日付けにて貴社に、事業計画書に明記されている感染性産業廃棄物の収集・運搬業者及び中間処理物利用業者との事業取引状況について質問しています。

これに対し貴社は、「収集運搬業者とは、打ち合わせの上で計画を立てている。収集運搬業者と中間処理業者との協議はなされている旨の報告は受けている。」と回答をされました。

回答の中の「中間処理業者」がどの事業者なのか不明ですが、当町で再度、貴社が事業計画書に明記されている感染性産業廃棄物の収集・運搬業者及び中間処理物利用業者に対し文書にて問い合わせをしましたところ、平成 23 年 3 月 25 日付けにて貴社へ質問した際の内容に変わりなく、現時点でも明確に次のような回答を得ております。

◇ 収集・運搬業者の回答

- ① 貴社とは全く取引協議の事実はない。
- ② 貴社と取引き意思はない。

◇ 中間処理物利用業者の回答

- ① 貴社及び中間処理物運搬業者から説明は受けていない。
- ② RDFや感染性産業廃棄物からなる燃料を使用する計画はない。

以上のことから、事業計画書に記載してあります事業者に対し、何について協議されたのか、事業計画は明確に示されたのか、大いに疑問があります。感染性産業廃棄物の収集・運搬業者や中間処理物利用業者との調整が曖昧な状態で、事業計画書を岐阜県に提出されたと言わざるを得ない状況と思われませんが、いかがでしょうか。

Ⅲ 「平成 22 年 11 月 15 日付で当町より中濃振興局長に対し、都市計画法及び建築基準法の係る規制について「無」と報告した点」と当町の質問書中「建築基準法第 51 条の規定から感染性産業廃棄物処理施設の位置については法解釈上困難である。」とした点とは矛盾がある、と指摘されたことについて

都市計画法及び建築基準法は、岐阜県の所管事務であり、当町の所管事務ではないことから、通常の事務処理の例により「無」と回答したものであります。

このことは、貴社への質問書で「建築基準法第 51 条の規定から感染性産業廃棄物処理施設の位置については法解釈上困難であると考えている。」としたことと、なんら矛盾は生じません。もとより見解の変更もありません。いかがでしょうか。

なお、この地域は、「御嵩町基本構想」の土地利用構想で「自然環境保全・活用ゾーン」とし、「御嵩町都市計画マスタープラン」では自然環境の保全を前提とした自然環境保全区域としております。このことは町のホームページにも掲載し、広くお知らせしており確認が容易であると思えます。

また、今回の事業計画について、当町としては、建築基準法第 87 条第 2 項において準用する同法第 51 条ただし書の許可申請が当町を経由する際には、町都市計画審議会に諮問し、その答申を踏まえた町長意見を付することとしておりますので、申し添えます。

Ⅳ 希少野生生物の保護及び環境アセスメントについて

1 当町は、「御嵩町希少野生生物保護条例」を制定し、さらに「御嵩町版レッドデータブック」を作成する等、希少野生生物の保護に取り組んでいます。人口 2 万人規模の町でこのような取り組みをしている例は全国的にも稀で、その精神は広く地域に浸透し、住民の積極的な参加を得た地域ぐるみでの希少野生生物の保護活動が展開されています。

当該計画地周辺では、猛禽類の飛来が確認されるなど、特に希少野生生物保護の観点からも重要な地域です。このような地域において感染性産業廃棄物処理施設の設置は適正とお考えですか。

2 平成 22 年 11 月 15 日付け当町からの中濃振興局長宛への回答では「希少野生生物に対する環境アセスメントの実施とその結果の報告を求めます。」とし、貴社に環境アセスメントの実施を明示しました。これは、御嵩町環境基本条例の規定により事業者の責務として位置付けているものです。

今回の事業計画は、感染性産業廃棄物を高温蒸気にて無害化し、中間処理物をリサイクルするという全国的にも極めて少ない施設であること、さらに処理後の蒸気を大気へ放出されるのは特異な例であり、希少野生生物への影響が危惧されます。貴社の環境アセスメントの検討内容についてお示しください。

V 前沢地区における事業計画の妥当性について

当町は、かつて、上之郷の小和沢地区に計画された産業廃棄物処理施設の設置について、全国初となる賛否を問う住民投票を行い、その結果、大多数の町民が計画に反対の意思を示しました。この住民投票で示された民意を尊重し、解決に向けて岐阜県と事業者、町の三者が協議を重ね、小和沢地区においては産業廃棄物処理施設を設置しないとした「御嵩町産業廃棄物処分場計画土地利用指針」を定めました。そして、本年9月1日に、事業者が計画地及びその周辺の大部分の土地を岐阜県に無償で寄付され、「全面解決」に至っております。町が事業者から計画の説明を受けてから実に20年の歳月を要しております。

今回、貴社は、こうした経緯、経験のある当町で、しかも同じ上之郷地内において、産業廃棄物処理施設の計画をされ、そのうえ全国的にも極めて事例の少ない感染性産業廃棄物処理施設の事業を行おうとされていますが、そのことに対し、住民は大きな不安を抱え、次のとおり反対の意思を鮮明にしております。

- ①貴社が地元説明会を行った前沢自治会と津橋自治会の住民から施設設置反対に関する要望書と請願書が提出されたこと。
- ②町議会が施設設置反対に関する請願の採択を決議したこと。
- ③町環境審議会の総意が計画反対であるとしたこと。
- ④上之郷地内1,468人分の反対署名が岐阜県知事へ提出されたこと。

これらのことを踏まえなお、当該土地で適切に計画を進められるとお考えでしょうか。